

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和元年7月12日

東京都作業部会確認年月日 令和元年8月28日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年7月8日)

(契約変更に伴う再々確認日 令和2年8月26日)

事業名 医療システム

案件名 放射線部門システムと薬剤部門システムの導入

契約変更対象案件名 医用画像管理システムサーバーの調達 (令和2年7月8日)

契約変更対象案件名 薬剤部門に関連する業務システム構築の業務委託 (令和2年8月26日)

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の各部門システムは、選手の診療データ（超音波の画像データ等）を一元管理の上、会場医務室と総合診療所間におけるデータを共有し、適切かつ迅速なケアを選手に提供することで、パラリンピックにおける円滑な競技運営や選手への支援に深く関わることになる。 ・ このため、大枠の合意に基づき、パラリンピック経費の4分の1相当額を都が負担する事項と考える。 (令和2年6月8日 契約変更に伴う追記) ・ なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 (令和2年7月31日 契約変更に伴う追記) ・ なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の各部門システムの利用は大会オペレーションの一環として組織委員会が実施する事業であることから、開発・導入に係る事業も一括して執行する方が効率的かつ効果的といえる。 	

<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、選手の健康と安全を確保し、よい成績が残せるようにサポートすることを目的としており、「開催都市契約 大会運営要件」「医療サービスに関するオリンピック競技大会ガイド」で求められているシステムである。 (令和2年6月8日 契約変更に伴う追記) ・なお、今回の契約変更は、ハードウェアの納入について、当初契約条件 2020年3月より延期を交渉してきたが、保管費用を発生させない為には 2020年7月検収が必須となった為、今回契約変更手続きをする。 (令和2年7月31日 契約変更に伴う追記) ・今回の契約変更は、原契約が契約期間が 2020年9月30日であり、2020年10月1日以降に採用薬品更新作業(医学和文英訳等)が必要となる可能性があるため、契約変更手続きをする。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム要件を定義をする際に、ユーザ（主にドクター、薬剤師）と調整をし、薬剤部門システムと電子カルテシステムとの連携をやめる等、仕様の最適化に取り組み、経費削減を図っている。 (令和2年6月8日 契約変更に伴う追記) ・今回の延期に伴う契約変更において、ハードウェア、ソフトウェア保守費用は期間変更により対応し、延期決定前に作業が仕掛り中であった VMWare 社のソフトウェアの2年目保守年額ライセンスのみとなるように効率化を図っている。 (令和2年7月31日 契約変更に伴う追記) ・今回の契約変更の想定薬品変更数については、選手村総合診療所の薬剤部門とも検討をおこない、最適化をおこなっている。 	

	<p>納 得 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積算にあたっては、放射線部門システムでは他の納入実績、複数の見積りによる比較検討、薬剤部門システムでは複数の見積りによる比較検討の上、妥当なものであることを確認した。 (令和2年6月8日 契約変更に伴う追記) ・今回の延期に伴う追加経費にあたる、VMWare社のソフトウェアの2年目保守年額ライセンスは1年目保守年額ライセンス費用と同額であることを確認した。 (令和2年7月31日 契約変更に伴う追記) ・今回の延期に伴う、大会延期に伴い採用薬品更新作業(医学和文英訳等)は一般的な費用とも比較して妥当であることを確認した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、適切かつ迅速な医療サービスを選手に提供する為に必要なシステムである。経費の中身も事業費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。 ・現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、経費は組織委員会負担とする。 (令和2年6月8日 契約変更に伴う追記) ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 (令和2年7月31日 契約変更に伴う追記) ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。